農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発事業に係る委託費
食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト事業に係る委託費
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業に係る委託費
需要フロンティア拡大のための研究開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうちゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうち広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうち地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発事業に係る委託費
生産現場強化のための研究開発事業に係る委託費
クロマグロ養殖最適親魚選抜・確保技術開発事業に係る委託費
次世代型陸上養殖の技術開発事業に係る委託費
鰻供給安定化事業のうち遺伝情報を活用した鰻資源管理育種等技術開発事業に係る委託費
ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業に係る委託費
資源評価精度向上のための次世代型計量魚群探知機の開発事業に係る委託費
赤潮・貧酸素水塊対策推進事業のうち人工衛星による赤潮・珪藻発生等の漁場環境観測・予測手法の開発に係る委託費
水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業に係る補助金
二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等
革新的技術創造促進事業に係る委託費

○経済産業省告示第百七十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十七年八月二十八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

平成二十七年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢からなるアベノミクスによって、デフレ状況ではなくなる中で、経済の好循環が着実に回り始めている。

こうした中、中小企業・小規模事業者の景況も改善しているものの、消費税増税以降は弱さが見られることや、円安による原材料仕入価格の上昇による中小企業・小規模事業者の収益圧迫、大企業を中心とした雇用環境の改善や東京一極集中による人材確保難など、地方や中小企業が相対的に厳しい状況にある。全国三百八十五万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、全国津々浦々の事業者に経済の好循環の波を行き届かせ、景気回復を実感させることが必要である。

このため、中小企業・小規模事業者の創意ある成長発展による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業・小規模事業者へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十七年度における中小企業・小規模事業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する特定補助金等の法第二十三条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業・小規模事業者等向け支出目標

国等は、平成二十七年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業・小規模事業者等に対して支出する額が、約四百五十五億円となるよう努めるものとする。

なお、平成二十六年度補正予算については、「ものづくり・商業・サービス革新事業」を含む約一千六十七億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。

二　中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成二十七年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業・小規模事業者等への制度の周知、中小企業・小規模事業者等にとって分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

1　中小企業技術革新制度連絡会議の活用

国は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、特定補助金等を有する省その他関係する府省との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

2　中小・ベンチャー企業を対象とする多段階選抜方式の導入の推進

国等は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等の研究開発事業への中小企業・小規模事業者等の参加機会の拡大を図る観点から、特定補助金等を複数の段階に分け、段階ごとに質の高い競争を行う多段階選抜方式による「戦略的情報通信研究開発推進事業」、「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ）」等を着実に実施する。

また、国等は、本年三月に中小企業技術革新制度連絡会議で策定した「多段階選抜方式の導入に向けたガイドライン」を踏まえ、多段階選抜方式を導入した特定補助金等の一層の活用に努める。

3　特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア　国等は、特定補助金等の交付に関する情報を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「ＳＢＩＲ特設サイト」という。）より提供し、中小企業・小規模事業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようにするとともに、ＳＢＩＲ特設サイトの中小企業・小規模事業者等への広報や利便性の向上に努める。

なお、特定補助金等の中小企業・小規模事業者等への支出実績額が支出目標額を下回っている状況に鑑み、支出実績額が支出目標額に近づくよう、ＳＢＩＲ特設サイトにおいて特定補助金等の採択傾向分析や審査のポイントなどの解説、活用事例の紹介等の情報を掲載し、中小企業・小規模事業者等の特定補助金等への参加機会の拡大に努める。

イ　中小企業技術革新制度への中小企業・小規模事業者等の積極的な参加を促進するため、国等は、可能な限り速やかに、全ての特定補助金等の一覧表、それぞれの特定補助金等の制度概要並びに特定補助金等として定められた補助金等の過去の採択テーマ及び採択企業に係る情報を取りまとめ、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、ＳＢＩＲ特設サイトへの掲載、電子メールを活用した情報発信、パンフレットの配布、セミナーの開催等により、中小企業・小規模事業者等に対し提供する。

その際、地方支分部局、商工会議所、法第十七条第一項の規定に基づき認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）その他の機関を幅広く活用し、地方公共団体とも協力しつつ、取りまとめた情報が広く中小企業・小規模事業者等に提供されるよう努める。

さらに、平成二十八年度に特定補助金等として指定される予定の事業について、平成二十七年度に取りまとめ、ＳＢＩＲ特設サイトにて公表する。